

# 規制の事前評価書

法令案の名称：医療法等の一部を改正する法律案

規制の名称：地域医療構想における精神病床の追加

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：医政局地域医療計画課、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

評価実施時期：令和7年1月

## 1 規制の必要性・有効性

### 【拡充】

#### <法令案の要旨>

- ・ 現行の地域医療構想においては、一般病床及び療養病床を対象に、将来の病床数の推計や病床機能報告に基づく取組を推進してきた。他方、精神病床については将来の病床数の必要量の推計や病床機能報告の対象となっていない。
- ・ 今般、精神医療についても、将来の病床数の必要量の推計や病床機能報告の対象とし、地域医療構想に精神医療を位置付けることとする。

#### <規制を拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 医療法上の精神病床については、医療計画において基準病床数が設定されてきたが、地域医療構想における位置付けはされていなかった。
- ・ この点、精神病床を取り巻く状況を踏まえると、今後は、
  - 精神病床における高齢化の進展等に伴い、入院患者数の減少や病床利用率の低下が更に見込まれるところ、精神病床の適正化を進めつつ、効率的な精神医療提供体制を確保する必要性、
  - 加えて、精神医療全体における疾病構造の変化等により、精神科外来患者が増加傾向にあることを踏まえ、救急医療を含む一般医療との連携体制の強化、外来・在宅医療提供体制の整備などが、これまで以上に重視される。
- ・ このため、新たな地域医療構想においては、2040年頃を見据えた人口減少等を踏まえ、精神医療についても、さらに効率的な病床整備や病床を含む医療機関の機能分化を図る必要がある。

#### <必要となる規制拡充の内容>

- ・ 一般病床又は療養病床について、都道府県知事には医療計画の達成や地域医療構想の実現に必要な場合、権限を行使することが認められているとされているところ、精神病床についても同様とするよう、改正する。
- ・ 病床機能報告等について、病院であって精神病床を有するものについても、当該報告等の義務の対象とする。

## 2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

### 【拡充】

#### <その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・これまでの精神医療に関する施策並びに、新たな地域医療構想において精神医療を位置付ける場合の課題を検討するための、有識者を構成員としたプロジェクトチームでの議論及び当該プロジェクトチームの報告書を踏まえて改正を行うものであり、他の規制手段の導入の必要性は示されなかったため。

#### <その他非規制手段の検討状況>

- 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した
- 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった
- 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
- 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・これまで、精神障害者の退院促進及び地域移行・地域生活支援、精神科病院における病床の適正化・機能分化や、地域における重層的な支援体制の整備といった施策を推進することで、「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的方策の実現が図られてきた。
- ・前述のプロジェクトチームにおいて、本法改正による新たな地域医療構想の仕組みの構築と併せて、これまで進められてきた精神保健医療福祉施策についても、検討を加えながら一層推進していくべきとの意見があった。

### 3 効果（課題の解消・予防）の把握

#### 【拡充】

- ・新たな地域医療構想において精神医療を位置付けることにより、中長期的な精神医療の需要に基づく精神医療体制の推進等が期待される。

### 4 負担の把握

#### 【拡充】

##### <遵守費用>

- ・精神病床を有する病院について、病床機能報告及び外来機能報告の実施や、協議の場への参加等のための費用が生じる。

##### <行政費用>

- ・協議の場の開催や都道府県知事の権限の行使に対応するための費用が生じる。

### 5 利害関係者からの意見聴取

#### 【拡充】

- 意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

・

##### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・地域医療構想を考えるに当たっては、総合病院や単科の精神科病院、精神科クリニックの役割を明確にした上で、各地域において議論することが重要である。
- ・地域医療構想の作成に当たっては、都道府県と精神科領域の関係者が連携・連動できる仕組みを検討することが重要である。

#### <関連する会合の名称、開催日>

- ・新たな地域医療構想において精神医療を位置付ける場合の課題等に関する検討プロジェクトチーム、全2回（令和6年11月6日・令和6年11月25日）
- ・第13回新たな地域医療構想等に関する検討会、令和6年12月3日

#### <関連する会合の議事録の公表>

- ・厚労省 HP にて公表 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai\\_442921\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_442921_00010.html))

## 6 事後評価の実施時期

### 【新設】

#### <見直し条項がある法令案>

- ・見直し条項（法律の施行後5年）を踏まえ、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案のうえ、事後評価を実施し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。